

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、雇用環境の整備を図ることによって、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

2 内容

行動目標

所定外労働時間を月に1人5時間以内とする。

3 対策

- (1) 令和2年4月中～全職員への周知と所定外労働の原因分析
- (2) 令和3年4月中～削減計画の策定と振休・代休の取得促進
- (3) 令和4年4月中～時差出勤制度の導入